

## 「履修要項」の改正について（通知）

「京都産業大学定期試験実施に伴う注意事項及び実施要領」の改正（改正日：令和2年1月1日）に伴い、履修要項の「試験 5. 試験に関する注意事項」の運用が次のとおり変更となりますのでお知らせします。

ページ	変更箇所	変更前	変更後
■2019年度以前入学生 履修要項 a-15 ページ	試験 5. 試験に関する注意事項	<p>[試験に関する伝達]</p> <p>定期試験に関する伝達は、電子掲示板 POST により行います。ただし、臨時試験については、授業担当者から直接口頭で伝達される場合もあります。</p> <p>実施する授業科目および時間割は、試験期間開始の 10 日前頃に電子掲示板 POST にて発表します。</p> <p>なお、発表後も変更になる場合がありますので、注意してください。</p> <p>電子掲示板 POST での試験情報の確認方法については、本冊子 (a-2 ページ) を参照してください。</p> <p>※追試験については、別途、願い出許可者に指示します。</p> <p>[筆記試験]</p> <p>(1) 受験の心得</p> <p>受験に際しては、次の点を遵守しなければなりません。</p>	<p>[定期試験に関する伝達]</p> <p>定期試験の時間割及び関連事項は、試験開始 10 日前頃に所定の電子掲示板 POST により行います。</p> <p>なお、発表した事項について、やむを得ない事情により変更する場合がありますため、発表後も所定の電子掲示板 POST に注意してください。</p> <p>電子掲示板 POST での試験情報の確認方法については、本冊子 (a-2 ページ) を参照してください。</p> <p>※追試験については、別途、願い出許可者に指示します。</p> <p>[定期筆記試験]</p> <p>(1) 受験の心得</p> <p>受験に際しては、次の点を遵守しなければなりません。</p>

		<p>①試験開始 10 分前には前列から詰めて着席し、静粛を保たなければならない。 ただし、座席指定の場合は、指示に従って着席しなければならない。</p> <p>②筆箱および下敷きは試験開始前にかたづけなければならない。 クリアケースのカバンを持っている<u>学生</u>は、中身が見えないよう、椅子の下に置かななければならない。</p> <p>③通信機能の有無に係わらず<u>情報端末</u>（スマートフォン・スマートウォッチ・携帯電話・タブレット・携帯音楽プレーヤーなど）を時計として使用することは認めない。また、これらは試験<u>教室</u>内では電源を切りカバンの中にかたづけなければならない。</p> <p><u>もしも</u>試験中に着信音（マナーモード含む）等が鳴った場合は、勝手に自分で触れず、手を挙げて監督者の指示に従わなければならない。</p> <p><u>※上記について、監督者の指示に従わず勝手に手を触れた場合、不正行為とみなすので、注意すること。</u></p>	<p>①試験開始 10 分前には前列から詰めて着席し、静粛を保たなければならない。 ただし、座席指定の場合は、指示に従って着席しなければならない。</p> <p>②筆箱、下敷き<b>及び持込許可物以外の物品</b>は、試験開始前にかたづけなければならない。 クリアケースのカバンを持っている<b>場合</b>は、中身が見えないよう、椅子の下に置かななければならない。</p> <p>③通信機能の有無に係わらず、スマートフォン、スマートウォッチ、携帯電話、タブレット、携帯音楽プレーヤー<b>その他の情報端末（以下「スマートフォン等」という。）</b>は、試験場内において必ず電源を切りカバンの中にかたづけなければならない。<b>しまうカバンがない場合は、身に付けないで、電源を切ったスマートフォン等が監督者に見えるように机の上に置かななければならない（時計としての使用は認めない）。</b>万が一、試験中に着信音（マナーモード含む）等が鳴ったり、<b>作動したり、画面が光ったりした</b>場合は、勝手に自分で触れず、手を挙げて監督者の指示に従わなければならない。</p>
--	--	--	--

		<p>④受験中は、机の上に学生証を提示しなければならない。（「学生証（a-3 ページ）参照」）</p> <p>学生証再発行中に使用する仮カード（顔写真なし）は学生証ではない。 写真による本人確認が行えないもの、顔写真が不鮮明なものも無効である。</p> <p>⑤指定された日時<b>および</b>試験場で受験しなければならない。</p> <p>⑥解答用紙最下段の氏名欄等は、黒・濃紺色のペン又はボールペンで記入しなければならない。</p> <p>⑦問題<b>および</b>解答用紙は<b>必ず</b>提出しなければならない。</p> <p>⑧試験開始後 40 分経過するまでは退場できない。 <u>※原則として 40 分経過するまでの退場は認められないが、</u>体調不良等の理由により、退場を認めることがある。手を挙げて監督者の指示に従うこと。 <u>ただし、40 分経過後に退場する場合は、再入場は認められないため、問題および解答用紙を提出の上退場すること。</u></p>	<p>④受験中は、<b>必ず</b>机の上に学生証を提示しなければならない。（「学生証（a-3 ページ）参照」）</p> <p><b>学生証を忘れた場合は、定期試験実施本部又は教学センターで発行した仮学生証を提示しなければならない。なお、</b>学生証再発行中に使用する仮カード（顔写真なし）は<b>使用できない</b>。写真による本人確認が行えないもの、顔写真が不鮮明なものも無効である。</p> <p>⑤指定された日時<b>及び</b>試験場で受験しなければならない。</p> <p>⑥解答用紙最下段の氏名欄等は、黒・濃紺色のペン又はボールペンで記入しなければならない。</p> <p>⑦問題<b>用紙及び</b>解答用紙は提出しなければならない。<b>ただし、問題用紙については、監督者が認めた場合は持ち帰ることができる。</b></p> <p>⑧試験開始後 40 分経過するまでは退場できない。<b>ただし、</b>体調不良等の理由により、退場を認めることがある。<b>その際は</b>手を挙げて監督者の指示に従うこと。</p>
--	--	---	--

		<p>⑨問題および解答用紙の提出は、監督者の指示に従い、すべての<u>もの</u>を持って、監督者が指定する出口から退場しなければならない。</p> <p>(2) 受験中の禁止事項</p> <p>①許可なく物品・教科書・ノート類を貸借したとき。</p> <p>②他人の答案をのぞき見て<u>写したとき、および写させたとき。</u></p> <p>③私語を行ったとき。</p> <p>④持込許可物以外の持込み<u>および参照（カンニングペーパー、携帯電話、ウェアラブル端末の時計等）</u>したとき。</p> <p>⑤本人との替え玉受験を行ったとき。</p>	<p>⑨試験開始後 40 分経過後に監督者の指示があり退場する場合は、再入場は認められないため、<u>問題用紙及び解答用紙を提出の上退場しなければならない。</u></p> <p>⑩問題用紙<u>及び</u>解答用紙の提出は、監督者の指示に従い、すべての<u>物</u>を持って、監督者が指定する出口から退場しなければならない。</p> <p>(2) 受験中の禁止事項</p> <p><u>受験中、次の禁止事項を行った者について</u>は不正行為とみなし、即時受験停止<u>及び</u>当該<u>受験科目が無効となり、学則第 50 条</u>により懲戒を受けます。</p> <p>①<u>持込許可物</u>を貸借したとき。</p> <p>②他人の答案を見<u>たり、答えを教えてもらった</u>とき。</p> <p>③<u>他人に答えを教えたり、カンニングの手助けをしたとき。</u></p> <p>④私語を行ったとき。</p> <p>⑤持込許可物以外の持込み<u>又は</u>参照したとき。</p> <p>⑥<u>スマートフォン等を指定場所以外に置いたとき又は監督者の許可なく触れたとき。</u></p> <p>⑦本人との替え玉受験を行ったとき。</p>
--	--	--	--

		<p>⑥机上等への書込みを行ったとき。 ⑦解答用紙を<u>持ち帰った</u>とき。</p> <p>⑧<u>不正な態度および</u>監督者の指示に従わないとき。 禁止事項に<u>反した</u>者は不正行為とみなし、即時受験停止<u>および</u>当該科目の無効を命じられ、<u>さらに</u>、学則 50 条により<u>退学、停学等の</u>懲戒を受けます。</p> <p>(3) 次の場合は、失格<u>または</u>無効となります。</p> <p>① 『<u>受験中の禁止事項</u>』に反した場合 ② 履修登録をしていない科目を受験した場合 ③ 試験開始後 10 分以上遅刻した場合 ④ 休学<u>または</u>停学中に受験した場合 ⑤ <u>試験において不正行為のあった</u>場合</p> <p>[レポート試験] <u>定期試験・臨時試験を問わず、レポート試験を実施する授業科目があります。</u> レポート提出が課された場合はテーマ・様式・提出期限・提出先等を確認し、<u>指定どおりに提出しなければなりません。</u> 提出方法：定期レポート（定期試験期間に実施）の場合、作成したレポートに本</p>	<p>⑧机上等への書込みを行ったとき。 ⑨解答用紙を<u>試験場から持ち出した</u>とき。 ⑩監督者の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 次の<u>いずれかに該当する</u>場合は、失格<u>又は</u>無効となります。</p> <p>①履修登録をしていない科目を受験した場合 ②試験開始後 10 分以上遅刻した場合 ③休学<u>又は</u>停学中に受験した場合</p> <p>[定期レポート試験] (1) <u>定期</u>レポート<u>試験</u>が課される場合は、テーマ・様式・提出期限・提出先等を確認した上で、<u>本人が</u>提出しなければなりません。</p>
--	--	---	---

		<p><u>学指定の表紙を必ず添付し、本人が教学センターのレポート提出用 BOX に投函してください。</u></p> <p><u>また、必ずレポートを完成させた状態で提出してください。</u></p> <p><u>※用紙については、教員の指示により、この限りではありません。</u></p> <p><u>臨時レポート（定期試験期間外に実施）の場合、表紙・用紙については教員の指示に従ってください。</u></p> <p><u>期限（時間）に遅れた場合は失格となります。</u></p> <p><u>提出後のレポート差替え、変更、内容加筆訂正等は認めません。十分注意してください。</u></p>	<p>(2) レポートは、完成させた状態で提出しなければなりません。</p> <p>(3) レポート受付時間</p> <p>①平日は、9時00分から16時30分までとする。</p> <p>②土曜日は、9時00分から12時00分までとする。</p> <p>(4) レポート提出後の差替え、変更、内容の加筆訂正等は認めません。</p> <p>(5) 期限（締切時刻）に遅れた場合又は指定された様式で提出しなかった場合は失格となり、追試験も認めません。</p> <p>[臨時筆記試験・臨時レポート試験]</p>
--	--	--	--

			<u>臨時筆記試験及び臨時レポート試験については、教員の指示に従うこと。</u>
--	--	--	--